

## 質疑回答事項通知書

業者各位

令和4年4月14日～令和4年4月18日入札執行の予定である「令和4年度市道河原城駒ヶ谷線道路整備事業に伴う予備設計業務」の仕様について質疑がありましたので、下記のとおり通知いたします。

## 質疑事項

No.	質疑事項	回答
1	道路予備設計は、道路予備設計(A)と考えてよろしいでしょうか。	道路予備設計(B)の歩掛りとなります。
2	交差点設計は含まれますでしょうか。	道路予備設計(B)には交差する道路が2車線(対面)未満の交差点設計は含みません。
3	2号代価表 名称・規格欄に主任技師、技師(A)、技師(B)が2回記載されていますが、理由をご教示ください。	基準歩掛りにかかる補正対象を分別するために2回記載となっております。
4	門型ラーメン・箱型函渠予備設計ですが、業務委託区間のどの位置での設計を想定しているかご教示ください。	当該業務区間北側に並行する水路(開渠)上を道路拡幅に利用する計画案があります。それに対し、どのような構造が適しているのか3案比較検討して頂きます。
5	横断測量の測量幅及び測点間隔について、変化率の補正値をご教示ください。	補正値の決定に必要な条件のみ回答します。「測量幅45m未満、測点間隔20m」としています。
6	路線測量における、今回の曲線数をご教示ください。	「単曲線換算曲線数0」としています。
7	特記仕様書の 5.打合せ に、「中間時の回数については設計書に記載のある場合はそれ以上とする。」とありますが、どの程度、増やす想定でしょうか。	増やすことを前提としておりません。設計書に記載のある打合せ回数を考慮して計画的な業務進捗を希望します。
8	「設計協議回数による設計変更は行わないものとする」とありますが、設計書に記載のある回数以上の打合せを行った場合でも、増額等はしないということでしょうか。	No.7に記載のとおりです。

9	<p>設計書の道路予備設計の歩掛りは、道路予備設計AとBの混成でしょうか？ また、今回の歩掛りの作業区分及びすべての補正項目の開示は出来ますか？</p>	<p>道路予備設計(B)の歩掛りとなります。</p> <p>補正值の決定に必要な条件のみ回答します。 「屋外労務補正 行う、地形 市街地、車線数 1^2車線、断面構成 単断面、暫定計画 行う、歩道設計 行う、道路環境関連施設設計 行わない、特殊法面設計 行わない、成果品分割による増減 含まない、軟弱地盤対策設計 行う」としてあります。 軟弱地盤対策設計は地質調査を実施しないため業務打合せの中で条件を想定しての検討となります。</p>
10	<p>一般構造物予備設計1箇所とは、どの箇所になりますでしょうか？</p>	<p>No.4に記載のとおりです。</p>
11	<p>道路予備設計区間において信号交差点がありますが、設計項目に含まれておりません。 交差点は設計対象外と考えてよろしいでしょうか。 また、交差点設計が必要になる場合には設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>No.2に記載のとおりです。</p>
12	<p>設計項目に一般構造物予備設計が計上されていますが、設計対象は道路西側の水路改修と考えてよろしいでしょうか。 また、違う場合は設計対象箇所をご教示ください。</p>	<p>No.4に記載のとおりです。</p>